



## 規約

### 第1条 【方針、目的】

1. サッカー少年の育成・熟練による青少年健全な育成
2. 積極的に地域社会に貢献するさまざまな活動の実施

### 第2条 【入会資格】

1. 本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。
  - (1) 本スクールの第1条に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
  - (2) スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
  - (3) FCCASAサッカースクール生の会員として認められた者。

### 第3条 【入会申込】

1. 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。
2. 所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

### 第4条 【入会費】

1. 本スクールに入会をする者は、別に定めるところにより所定の会費を納入するものとする。
2. 一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

### 第5条 【月額費】

1. スクール生が会費の納入を怠ったときは本スクールは指導を停止、または当該スクール生を退会させることができる。

### 第6条 【休会】

1. 本スクールの休会(引き続き1ヶ月以上2ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は前月25日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は2ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。  
ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

### 第7条 【退会】

1. 退会を希望するスクール生は、退会希望月の前月15日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
2. 退会后、再入会する場合は年会費、月会費を支払わなければならない。
3. 本規約に違反する等、CASAスクール生としてふさわしくないと認められた者に対し、本スクールは退会させることができる。

### 第8条 【事故の責任】

1. スクール生は本スクールが行いあるいは参加する練習に付随する活動においては当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても当該施設、本スクール及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

### 第9条 【休校、閉鎖】

1. 天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

### 第10条 【入会金・会費等の変更】

1. 本スクールは入会金・年会費・月会費などを予告なく変更することがございます。

附則 本規約は2015年6月1日より発効するものとします。